

## 農薬専門調査会幹事会の役割

農薬専門調査会幹事会は、「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に基づき、以下のような案件を審議してきたところです。

開催頻度は概ね一月に1回。

- 1 農薬専門調査会の運営に関する決定
- 2 総合評価部会または確認評価部会の審議結果について調査審議
- 3 適用拡大に伴う剤の評価で、毒性試験が新たに提供された場合の審議
- 4 国民からの御意見・情報の募集に対して提供のあった意見などに対する回答案の検討
- 5 横断的事項の検討  
例、急性参照用量、暴露評価対象物質